平成２８年（フ）第１８６８号
札幌市清田区平岡８条１丁目３番13号
債務者　川越　　勉
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９１２号
札幌市南区澄川６条12丁目４番15号
債務者　小林　則孝
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０１４号
札幌市白石区菊水元町８条１丁目10番20号
ルミエールアルファ81―102号
債務者　梅田　由香
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０４４号
札幌市白石区東札幌５条５丁目12番10―205号、住民票上の住所札幌市豊平区平岸７条12丁目１番41号　パークハウス林ＮＯ．２―102号
債務者　久保　篤史
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０５０号
札幌市東区北14条東10丁目１番６号
債務者　吉田　満里
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０６０号
札幌市東区北41条東７丁目２番16号　第６木村ビル302号
債務者　大河原紗織
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０８３号
北海道千歳市信濃４丁目６番12号　スイートハイツⅡ203号
債務者　尾林　富夫
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１１３号
北海道江別市大麻泉町25番地の３　泉アパートＥ棟201号室
債務者　小島　映子
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０５号
釧路市鳥取北３丁目４番６号　丹頂マンション２号室
債務者　山本　健二
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２１２号
釧路市新栄町９番８号　サハス新栄201号
債務者　佐野　昌昭
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１６６号
北海道帯広市西23条南３丁目28番地５　メイプル233　203号室、住民票上の住所北海道江別市弥生町37番地の８　サンハイム壱番館101号室
債務者　作田　和明
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第３２９号
盛岡市黒石野１丁目28番10号
債務者　大澤　　翔
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第４３５号
神奈川県座間市入谷５丁目1773番地の１　福多美荘101号
債務者　諸澄七三男（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４３６号
神奈川県座間市入谷５丁目1773番地の１　福多美荘101号
債務者　諸澄とし江
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４６２号
相模原市緑区町屋４丁目３番30号　カーサ・ソレイユＡ102
債務者　五島佑之介
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４６９号
相模原市中央区矢部３丁目21番１号　ゴーヴレジデンス503
債務者　笹川　　信
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２９８号
愛知県犬山市四季の丘７丁目43番地
債務者　井戸　智美
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３８４号
大分市大字寒田1476番地の５
債務者　佐々木ありさ
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係